

令和4年宇治田原町総務建設常任委員会

令和4年4月25日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 第1四半期の事業執行状況について
- 総務課所管
 - 企画財政課所管
 - 税住民課所管
- 日程第2 各課所管事項報告について
- 税住民課所管
 - ・令和4年度固定資産税当初賦課状況について
 - ・令和4年度軽自動車税当初賦課状況について
 - ・令和3年度人口動態集計（第4四半期）について
 - ・宇治田原町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第3 第1四半期の事業執行状況について
- 建設環境課所管
 - まちづくり推進課所管
 - 産業観光課所管
 - 上下水道課所管
- 日程第4 各課所管事項報告について
- まちづくり推進課所管
 - ・第15回（令和3年度第4回）宇治田原町地域公共交通会議の開催結果について
 - ・令和3年度第2回宇治田原町都市計画審議会の開催結果について
- 日程第5 その他
- 日程第6 現地視察について
- 宇治田原町奥山田地内の競走馬育成及び調教施設（（有）宇治田原優駿ステーブル）

1. 出席委員

委員長 7番 藤本英樹 委員

副委員長	4番	山本	精	委員
	2番	原田	周一	委員
	6番	上野	雅央	委員
	10番	榎木	憲法	委員
	12番	谷口	整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下	康之	君
都市整備政策監	星野	欽也	君
総務担当理事	奥谷		明君
建設事業担当理事	垣内	清文	君
総務課長	青山	公紀	君
総務課課長補佐	廣島	尚夫	君
総務課課長補佐	西尾	岳士	君
企画財政課長	村山	和弘	君
企画財政課課長補佐	中地	智之	君
税住民課長	廣島	照美	君
税住民課課長補佐	岡崎	貴子	君
建設環境課長	谷出		智君
建設環境課課長補佐	市川	博己	君
まちづくり推進課 課長補佐	岡崎	一男	君
産業観光課長	田村		徹君
産業観光課課長補佐	植村	和仁	君
上下水道課長	下岡	浩喜	君
上下水道課課長補佐	垣内	紀男	君
上下水道課課長補佐	森本	崇嗣	君
上下水道課課長補佐	石田	隆義	君

会計管理者兼会計課長 長谷川 みどり 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君

庶 務 係 長 重 富 康 宏 君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、閉会中における総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ、委員の皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は、今年度、初めての委員会でございますので、後ほど、人事異動職員の紹介もいただき、各課の令和4年度第1四半期の執行状況報告並びに所管事項の報告を願いたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、閉会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。藤本委員長、また山本副委員長のもと、各委員の皆さんには、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、令和4年度になりまして初めての常任委員会でございますので、また本年度も、各委員の皆さんにはいろんな角度からご指導賜りますよう、引き続きどうぞよろしくお願いを申し上げたいというように思います。

4月も20日を越えまして、今日は25日ということで、非常に宇治田原町の里も田植え、またお茶のシーズンということで、本当に町自体が活気づく、そういった季節になってきたところでございます。そうした中、今年は4月6日にお茶の萌芽宣言をされまして、この間、4月22日に手揉みの第1号をやっていただきまして、非常に出来栄がいいというように聞いておりまして、また今週、非常に天候も不順な状況もございますので、天候に合わせて、機械揉みのほうを1号を予定しているというようなところでございます。

そういった中で、これからまた大型連休、ゴールデンウィークが始まるわけでございますけれども、昨日も消防団の皆さんによります防火パレードを実施していただきまして、防火の呼びかけ等々にもご尽力をいただいたところでございます。

そういった中で、コロナ禍につきましても、依然としてなかなか収束が見えないわけでございますけれども、宇治田原町でももう既に新型コロナウイルスが発症してから、

416名の方が感染されたということで、今年になりまして非常にこう多くの方々が感染されたというような報告を聞いておりますけれども、予防接種につきましても随時させていただいているところでございます。今現在、7,763名に対して、16歳以上でございますけれども、5,255名の方が3回目の予防接種を終えていただき、率で67.69%の方が終わっていると、そういう状況の中で、今現在また、まだ3回目の方もおられますので、また随時予防接種をお願いするとともに、引き続き5歳から16歳未満の方につきましても、今後、予防接種のほうを進めていきたいというように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、これからまた大型連休でいろいろ人が行き交う時期でもございますので、感染対策には十分にご留意をいただき、予防対策をしっかりお願いをしていきたいというように思っております。

今日は、総務建設常任委員会の中では、第1四半期の事業執行状況、また、各課のほうから所管事項の報告がございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで、先ほど、委員長からおっしゃっていただきましたけれども、お許しをいただきまして、令和4年4月1日付でこの所管の委員会のほうに出席させていただく職員を、私のほうから紹介させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、総務課の課長補佐の廣島尚夫でございます。

- 総務課課長補佐（廣島尚夫） 廣島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副町長（山下康之） 続きまして、税住民課の課長補佐の岡崎貴子でございます。
- 税住民課課長補佐（岡崎貴子） 岡崎貴子です。よろしくお願ひいたします。
- 副町長（山下康之） この所管では以上でございます。また次のメンバーが替わりましたら、その都度、ご紹介をさせていただきたいと思ひます。

どうぞ皆さんにはお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げ、委員各位におかれましては、ますますご健勝にてご活躍されますよう、心からご祈念申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。以上でございます。

- 委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程により進めさせていただきます。

また、関係資料も配付しておりますので、併せてご参照願ひます。

それでは、これより、議事に入ります。

日程第1、各課所管に係ります令和4年度第1四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、総務課所管について説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは皆様方、改めまして、おはようございます。

総務課所管の第1四半期の執行状況ということでご説明させていただきます。

まず、1つ目の高機能消防指令システム部分更新事業費でございます。予算額が3,754万9,000円でございます。これにつきましては、京田辺市消防本部のほうを中心になって進めていただいております。一応、4月末契約予定というところで、今現在、お聞きしておるところでございます。

スケジュール的には、4月下旬に発注されまして、そこからそのものの製作等されまして、令和5年の2月ぐらいに試運転、試稼働ができればというところで今進められております。そして3月には仮運用と、そして令和5年の4月からというところで本運用をさせていただく予定というところで、現在進めていただいております。

続きまして、2番目の女性消防団員確保事業費につきましては、予算額が78万2,000円というところがございます。これにつきましては、6月から本格的に女性消防団員の募集を始めさせていただきたいと考えておるところでございます。その広報紙とか、ホームページに掲載する、またちょっと新聞折り込みなども追加して、啓発をしていきたいと、募集を行っていききたいと思っております。それと合わせて、なかなか集まりにくいという状況もございますので、個別勧奨というところでさせていただきたいと考えておるところでございます。第2四半期ぐらいまでを集中募集期間というところで、いろいろ募集させていただきまして、その状況を受けまして、発足というようなところを行っていききたいと考えておるところでございます。

続きまして、3番目の消防ポンプ自動車更新事業費でございます。これにつきましては、予算額が5,742万円でございます。現在、5月下旬を入札予定というところで事務を進めておりました、入札させていただきまして、仮契約をさせていただいて、契約議案を議会上程というところで、6月議会に上程をさせていただきまして、その後、承認いただいて、本契約を結ばせていただいて、令和5年3月末を納車予定というところで事業を進めたいと考えておるところでございます。簡単ではございますけれども、以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある

方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて総務課所管の質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管について説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長(村山和弘) それでは、企画財政課所管の事業執行状況、令和4年度第1四半期につきましてご説明を申し上げます。ページめくっていただきまして、2ページをよろしく願います。

まず1件目、行政改革・行政評価推進事業費でございます。予算額は33万6,000円で、今年度で期限を迎えます第6次の行政改革大綱並びに実施計画の見直しを行うものでございます。現在、資料収集と現計画の課題抽出を行っておりまして、5月中旬にはご審議をいただきます外部委員会となります行政改革懇談会の委員の公募をさせていただきます。内部議論とともに、外部委員会におきましても行革の議論を進めていただきたいというふうに考えております。

5月下旬に、内部組織でございます行政改革推進本部会議を開催し、6月下旬、あるいは7月上旬には、外部組織でございます行政改革懇談会を開催する予定としているところでございます。

次期以降の予定につきましては、第6次行政改革実施計画の第4次のローリングを実施する予定としております。

次に、2つ目、ふるさと納税推進事業費でございます。予算額は1億円で、今年度につきましても、ふるさとチョイス、さとふる、楽天、ANAほか、全部で11のポータルサイトにおきまして、特産品の周知、寄附金の受付を行っているところでございます。

別添資料、この執行状況の後ろにつけさせていただいておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。令和3年度の実績をまとめさせていただいております。

寄附件数は9,755件、寄附金額は1億7,689万5,000円と、令和2年度を上回る結果となりました。

返礼品の順位につきましては、ポータルサイトのふるさとチョイスを通じて頂いた寄附に限って、件数ベースで記載をしております。抹茶・ほうじ茶チョコレート251件が一番多くて、定期便を含むお米というのが238件、その後、3位以降につきましては、お茶関係が上位を占めるという結果となりました。

本年4月より組織体制が見直されまして、ふるさと納税のさらなる充実とふるさと納税を活用した施策の推進を図るため、ふるさと応援推進係が新設されたところでござい

ますので、今年度におきましても、令和3年度の1億7,600万円、こちらを上回ります。当初予算に計上いたしております2億円を達成すべく、ふるさと特産品のさらなる拡充、掘り起こし、ブラッシュアップに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、企業版ふるさと納税につきましても、まちづくり推進課と連携する中で、当初予算に計上いたしております1億円を達成すべく、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に3つ目、役場庁舎跡地整備事業費でございます。令和3年度からの繰越事業といたしまして、予算額は1億117万4,000円で、昨年度に引き続きまして、旧庁舎の解体工事と河川法面の復旧工事を実施してまいります。

工事と並行いたしまして、測量業務を実施しているところでございます。この測量業務につきましては、売却に向けての底地整理といたしまして、河川境界の確定や役場跡地の水路敷、また、二線引畦畔の登記手続等を行っているものでございます。

次期以降の予定につきましては、底地整理を完了いたしますとともに、跡地売却方法の検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、企画財政課所管の事業執行状況、令和4年度第1四半期につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて企画財政課所管の質疑を終了いたします。

次に、税住民課所管について説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長（廣島照美） それでは、税住民課所管の令和4年度第1四半期事業執行状況について説明をさせていただきます。

ページのほうは、3ページをご覧ください。

1つ目、転出・転入届ワンストップ化システム導入事業費でございます。令和3年度からの繰越事業となりまして、予定といたしましては、5月の中旬頃になりましたら、京都府の取りまとめによりまして、委託契約のほうをしてまいります。その後、システム改修をさせていただく予定となっております。

次期以降の予定等としましては、令和4年度末までに全市町村で一斉施行となります。

んで、今のところ、令和5年2月にサービス開始予定となっているところでございます。

次に2つ目、コンビニ交付導入事業費でございます。こちらは、5月の上旬に委託契約のほうを締結しまして、システム構築のほうを進めてまいる予定でございます。こちらでも令和5年2月サービス開始予定で事業のほうを進めてまいる予定でございます。説明につきましては以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて税住民課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第1四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

税住民課所管の令和4年度固定資産税当初賦課状況について説明を求めます。広島税住民課長。

○税住民課長（廣島照美） それでは、令和4年度固定資産税当初賦課状況につきましてご説明させていただきます。

令和4年度固定資産税につきましては、令和4年1月1日を賦課期日といたしまして賦課しまして、納税通知書のほうを4月6日に発送させていただいております。

まず1つ目、賦課状況でございます。

固定資産税につきましては、土地、家屋、償却から成りますけれども、土地につきましては、令和4年度賦課の収入見込額Bのほうをご覧ください。

賦課額に過去3カ年の平均徴収率を乗じたものになりますが、2億4,473万225円、予算額（A）と比較しますと296万4,775円の減となりました。

家屋につきましては、収入見込額が3億946万3,206円、予算額と比較しますと557万9,206円の増となりました。

償却につきましては、小計の欄の収入見込額をご覧ください。4億1,387万9,880円となり、予算と比較しますと4,728万4,880円の増となりました。

一番下の合計の欄をご覧ください。収入見込額が9億6,807万3,311円、予算額と比較しますと4,989万9,311円予算を上回る収入見込みとなる予定でございます。

この状況につきましては、表の下の囲みで説明のほうをさせていただいておりますので、そちらのほうをご覧ください。

土地につきましては、税制改正によりまして、負担調整措置について、激変緩和の観点から、商業地等の価格の上昇幅が抑制されたことによりまして、予算額を下回ることとなりました。

家屋につきましては、新規工場の評価額が見込み額を上回ったことによるものでございます。

償却につきましては、主要事業者へのヒアリングの結果、業績が回復傾向にあることから、増額を見込み、予算計上しておりましたが、設備投資や機器更新等が順調であったため、見込みを大きく上回る結果となったところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和4年度軽自動車税当初賦課状況について説明を求めます。廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） それでは、令和4年度軽自動車税当初賦課状況につきましてご説明をさせていただきます。

令和4年度軽自動車税につきましては、令和4年4月1日を基準日といたしまして賦課しまして、納税通知書を4月12日に発送いたしております。

当初賦課時点での納税義務者は、3,401人でございます。

まず1つ目、賦課期日現在登録台数についてでございますが、初めに、車種名の①原付1種から⑦軽二輪まで、また、下から2つの⑬の二輪小型自動車、⑭のボートトレーラーにつきましては、全て標準税率欄の金額となっております。

⑧軽三輪から⑫の四輪貨物（営業用）までの車両につきましては、平成21年4月から27年3月までに新規登録された車両につきましては、引き続き旧税率欄の金額を適用しますが、初度登録より13年を経過した環境負荷の大きい四輪及び三輪の車両につきましては、地球環境を保護する観点から重課税率が適用されることとなりますので、具体的には、初度登録が平成21年3月以前の車両については、重課税率欄の金額となります。

また、平成27年4月以降に初度登録された⑧軽三輪から⑫の四輪貨物（営業用）の

車両につきましては、標準税率が適用されることとなりますが、そのうち、環境性能に優れた車両につきましては、初年度に限り、それぞれ軽減税率の欄の税額が適用されることとなります。

次に、賦課期日現在の登録台数でございますが、合計の欄をご覧ください。

まず、非課税が22台、商用車の課税免除が12台、旧税率の車両が1,209台、標準税率の車両が2,731台、重課税率の車両が958台、軽減税率の車両は0台でございます。

裏面のほうをご覧ください。

賦課額及び予算対比でございますが、賦課台数は4,898台、賦課額は3,451万8,100円、それに過去3カ年平均の徴収率を掛けまして、減免見込額を差し引いた収入見込額は3,319万7,740円、当初予算積算時における収入見込額は3,275万8,177円ですので、当初賦課時点の積算においては、予算対比44万6,923円増と、予算額はおおむね確保できる見込みとなっております。

説明につきましては以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和3年度人口動態集計（第4四半期）について説明を求めます。廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） それでは、横長の資料で、令和3年度第4四半期人口動態集計表をご覧ください。

1つ目、人口動態ですが、第4四半期1月から3月の人口は、上の表右端、計のほうをご覧ください。51人の減となっております。

自然動態におきましては、出生が11人に対しまして死亡者数が27人となっております、16人の減となっております。第4四半期は転入・転出が多い時期でございます、社会動態においては、転入が81人に対しまして、転出が116人であったことから、35人の減となっております。自然動態、社会動態とも減となりまして、今期の人口は51人の減となりました。

2ページ目をご覧ください。転入者の世代別集計表を見ますと10歳未満、20代、30代の割合が多く、これらで全体の約8割をこの世代が占めておりまして、子育て世代の転入が多い傾向が見られます。

次に、3ページをご覧ください。転出者の世代別集計表を見ますと、20代を中心とした若年層の転出が多い傾向が見られます。

1ページに、すみません、お戻りいただきまして、下の真ん中の表になります、一部転出者在住年数をご覧ください。転出で20年以上居住した者の割合が26人と約46%に上りまして、就職や進学を機に転出する傾向が見てとれるところでございます。

次に、縦長の資料で行政区別人口資料をご覧ください。表の上段、総合計をご覧ください。全人口は、前年同期の9,057人から167人減少しまして8,890人となっております。

0歳から14歳、年少人口につきましては、前年同期984人から5人減少しまして、979人となっております。

15歳から64歳の生産年齢人口につきましては、前年同期5,278人から187人減少しまして5,091人となっております。

また、65歳以上人口、高齢化率で示される人口の部分になりますが、前年同期2,795人から25人増加しまして2,820人となっているところでございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、宇治田原町税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明を求めます。廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） それでは、宇治田原町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、改正法等に併せまして、宇治田原町税条例の一部を令和4年3月31日までに改正する必要がある、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年3月31日付で専決処分いたしました。

主な内容につきましては、固定資産税に係る改正につきまして、1つ目の省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充、また、2つ目になるんですけども、固定資産税の負担調整措置ですが、景気回復に万全を期すため、土地に係る固

定資産税の負担調整措置を激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%、現行の半分とするものでございます。

施行日につきましては、いずれも令和4年4月1日となります。

なお、この専決処分の件につきましては、次回の本会議で報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明につきましては以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて税住民課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で日程第2、各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の令和4年度第1四半期の事業執行状況報告並びに所管事項の報告を終了といたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） これで、ただいま出席の各所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時31分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について始めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、委員長のほうからお許しをいただきまして、先ほどと同様に、建設事業関係の所管に本年4月1日付で、人事異動でお世話になる職員が初めて出席させていただいておりますので、私のほうから1人ずつ紹介をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず1人目は、産業観光課長の田村徹でございます。

○産業観光課長（田村 徹） 産業観光課長の田村徹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

○副町長（山下康之） 続きまして、上下水道課長の下岡浩喜でございます。

○上下水道課長（下岡浩喜） 上下水道課長の下岡浩喜です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山下康之） 続きまして、建設環境課課長補佐の市川博己でございます。

○建設環境課課長補佐（市川博己） 建設環境課課長補佐の市川でございます。よろしくお願いいたします。

○副町長（山下康之） 続きまして、上下水道課課長補佐の石田隆義でございます。

○上下水道課課長補佐長（石田隆義） 上下水道課課長補佐の石田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山下康之） 以上でございます。どうぞお世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。

それと、所管でございますので、私のほうから、所管の報告1件、委員長のお許しをいただきまして、報告させていただきたいと思います。

ツキノワグマの状況でございますけれども、昨年12月に和東町で捕獲されたツキノワグマが17日に発信器を取り付けた上で放獣されたということで、この件については、町はもとより、議会のほうからも意見書のほうを出していただきまして、対応を図っていただいたところでございますけれども、そうした中から、本年の4月11日に甲賀市の、そこでも猿の追い払いをやっていただいているようで、行動調査員の発信器からの電波、また目撃されたということを受けまして、町としては、情報が入った4月11日から野猿の追い払い隊等、また町職員によるパトロールを実施し、注意喚起と合わせ、地元奥山田、また生産森林組合への情報提供と、特にこれから山菜等々で山に来られる方もおられるという状況から、看板を5カ所設置いたしまして、啓発を行っているところでございます。

そういった中から、それ以降におきましても、13日以降に電波の受信はありませんでしたけれども、先週の土曜日の午前9時半に、追い払い隊のほうからその奥山田射場線の和東町との境界付近で電波を受信したという報告がありまして、実際、目撃はしていないようでございますけれども、それを受けまして、日頃から和東町、また甲賀市と連絡・連携を取りながら、また追い払い隊や職員でのパトロールを実施する中で、注意喚起を行っているところでございまして、また今日も京都府のほうからもパトロールを実施されるという予定でございます。

そういった中、今後も引き続き、近隣市町とも連携する中で、パトロール等を実施する、そういった取組をしっかりと進めていきたいというように思っているところでございます。

所管でございますので、ひとつお許しをいただきまして、ご報告とさせていただきます。以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

日程第3、各課所管に係ります令和4年度第1四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管について説明を求めます。

谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、令和4年度第1四半期事業執行状況、建設環境課分のご説明をさせていただきます。

事業といたしましては、3つございます。こちらにつきましては、執行状況の後ろのページ、A3で添付させていただいております事業予定箇所を併せてご覧いただければと存じます。

それでは、1つ目でございます。宇治田原山手線関連事業費（工業団地線）でございます。こちらは、工業団地線の詳細設計を進めていくものでございます。業務委託、5月の発注予定としているところでございます。

2つ目でございますが、町道新設改良事業費でございます。こちらにつきましては、町道岩山立川線や郷之口高尾線の道路改良、あるいは、奥山田天神社線の法面改良、あと、集落内生活道路の改良のほうを進めていくものでございます。集落内の生活道路改良の箇所につきましては、5月中に箇所を決定し、他の事業とも合わせまして、第2四半期以降、随時発注予定としているところでございます。

最後、3つ目でございます。道路施設長寿命化修繕事業費でございます。

橋梁点検につきましては、京都府への一括発注でございまして、5月の発注予定としているところでございます。舗装工事及び橋梁の工事につきましては、第3四半期の発注予定としているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて建設環境課所管の質疑を終了いたし

ます。

次に、まちづくり推進課所管について説明を求めます。垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事兼まちづくり推進課長（垣内清文） それでは、まちづくり推進課、第1四半期の執行状況につきましてご説明申し上げます。

まず1番目、「ハートのまち」移住定住プロモーション事業費でございます。移住定住ポータルサイト「うじたわらいく」、それから「旅色FOCAL」等によりますPR、SNSやウェブによります発信の支援をしていきたい、これを継続していくものでございます。

また、「ハートのまち」の商品開発の支援として補助金も交付していきます。

沖縄県南城市との交流につきましては、コロナの影響等々ございまして、今年度改めて調整をする予定でございます。

2番目、JR奈良線高速化・複線化事業費補助金でございます。今年度の末頃に、複線化事業の完了が予定されておりますので、開業記念式典開催ということで、こちらの予定をまた年度末辺りにされると思われます。ですので、その折には、また議会の皆様にはご出席のほうを賜りたいというようにご案内もあろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

3番目、公共交通利用推進事業費でございます。本年4月の初めに、地域公共交通活性化協議会、これを改めて設置をいたしました。これは、今までの地域公共交通会議から活性化協議会に変えたものでございます。5月末頃には、第2回目の会議を予定しておりまして、この中で、今後、地域公共交通計画の策定につきまして検討・作成ということで進めてまいりたいというように考えております。

それと、4月の町の広報にも入れております記事でございますが、新しい地域公共交通として、今年度、10月1日から進めてまいりますので、その内容についても今後議論をいただきたいというふうに考えております。

4番目、町営バス運行事業費でございます。これは、先ほどの公共交通利用推進と当然絡んでまいりまして、今年の来月5月中に町営バスの再編説明会について、各地域、区ごとに、区単位で説明会のほうを開催予定しております。これも10月からの新しい、これは町営バスの再編についての移行についての説明になります。

5番目、同じく、今度はデマンド型乗合タクシー運行事業費でございます。既に、奥山田、湯屋谷地域では、コミュニティバスを地域の乗合タクシーとして、今、実証運行をしているところでございます。同じようにこちらでもデマンド型乗合タクシーとなる地

域につきまして、説明会を5月中に開催したいと思います。この内容につきましては、後ほどまた公共交通の関係での所管事項報告の中で一部説明と重複しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、めくっていただきまして、6番目、宇治田原山手線整備促進住民会議助成金でございます。例年どおり、住民会議さんと協働して、要望・啓発をしてみたいというように考えております。

7番目、宇治田原山手線整備事業費でございます。こちら、山手北線分と、それから新都市分とに分かれております。山手北線としては、NEXCOのほうへ、それから新都市、この庁舎前ですね、こちらのほうには、京都府へ継続して委託をしていきます。こちらのほう、先ほど、建設環境課と同じA3の図面になりますけれども、別添つけておりますところに位置のほうは掲載させていただいております。

8番目、空家等総合対策事業費でございます。こちら、空家に係ります諸問題についての議論をしていくんですけれども、今年、空家対策計画、こちらのほうの一部見直しをしていきたいというように考えております。計画の改定を予定しております。

それから9番目、新市街地都市公園整備事業費でございます。昨年度からの繰越分もありますけれども、今年度、芝生公園等の整備の発注を予定しており、年度末にはにぎわいイベントの開催を予定しているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにてまちづくり推進課所管の質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管について説明を求めます。田村産業観光課長。

○産業観光課長（田村 徹） それでは、産業観光課所管の第1四半期の事業執行状況についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料の4ページを併せてご覧ください。

まず、1番目でございますが、高収益作物次期作支援事業費でございます。新型コロナの影響による需要の減少で市場価格が低落するなど影響を受けた茶、野菜等の高収益作物につきまして、次期作に前向きに取り組む生産者を支援するものでございまして、交付単価は10a当たり5,000円としております。

6月には交付要綱を制定し、7月以降、JAさんに協力をお願いする中で、各部会を通じてなど生産者の皆さんへ制度周知を行っていく予定でございます。

次に2番目、林道整備等事業費でございます。林道御林山線で法面改良等を行うものでございまして、6月に設計委託を発注すべく、現在、発注準備を行っているところでございます。

続きまして、3番目、森林経営管理事業費でございます。町森林経営管理計画に基づきまして、経営や管理が行われていない森林所有者さんに対しまして、意向調査等を行うものでございまして、第2四半期で今申し上げました意向調査や、またそれを受けての現地での調査等の業務を発注する予定でございまして、現在、発注準備を行っているところでございます。

4番目、有害鳥獣対策事業費でございます。有害駆除委託といたしまして、綴喜郡猟友会宇治田原支部に委託をし、週2回、出役いただいております。

また、野猿等の追い払いにつきましては、追い払い隊4名がモンキードックと連携の上、追い払いを実施しております。

5番目、まちを元気にするプレミアム商品券発行事業費補助金でございます。従来のプレミアム商品券を拡充いたしまして、30%のプレミアム率としております。小規模店舗の利用割合を従来の6対6から7対6としておりまして、1万3,000円のうち、6,000円分は、量販店舗も含めて利用できるものとなっております。

6番目でございます。宇治田原コロナ対策事業者支援補助金でございます。新型コロナウイルスによる影響を受け減収となった町内中小企業者や小規模起業家への支援といたしまして、事業継続に向けた取組経費の一部を補助するもので、補助率3分の2、上限額10万円としております。

恐れ入ります、ページを1枚めくってください。

7番目、お茶の京都観光まちづくり推進事業費でございます。お茶の京都DMOとも連携する中で、様々な観光情報を発信するとともに、地域資源を活用したにぎわいづくり、おもてなし力の向上に取り組む地域団体の経費に対し、支援を行うおもてなし推進補助金の申請受付を行うものでございます。

8番目でございますが、令和3年度からの繰越事業でございます。ため池管理事業費でございまして、立川の外ヶ谷池、禅定寺の勝谷池のハザードマップを作成するもので、6月発注に向け、現在準備を行っているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 有害鳥獣、この概念についてお聞きをしたいと思います。

イノシシ、鹿、猿、それ以外に有害鳥獣ってどのようなものが含まれていますか。

○委員長（藤本英樹） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） 一応、外来種になるんですけども、アライグマ等が含まれるものと考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ところで、熊はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） 先ほど、副町長からの説明にもございましたが、ツキノワグマですね、それにつきましては、有害鳥獣のその捕獲の許可が京都府権限になるものでございまして、現在では、ツキノワグマによりまして被害等が出ていない中では、有害鳥獣には含まれないものとの回答を得ているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 後ほど、ちょっと熊の件については、その他で質問させてもらおうと思ってますんで、ちょっとその前触れで確認をさせていただきました。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて産業観光課所管の質疑を終了とします。

次に、上下水道課所管について説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、上下水道課分第1四半期の事業執行状況についてご説明申し上げます。

事業番号1の湯屋谷配水管更新事業費につきましては、事業費2,200万円のうち、工事請負費が約1,500万円で、これは湯屋谷中谷地区での配水管布設替工事約140メートルを予定しているものです。委託料が約700万円となりますが、これは塩谷地区の配水管布設替工事の実績を行う費用となっております。

事業番号2、公共下水道（管渠）整備事業費ですけれども、添付しておりますA3横の事業予定箇所、2枚目の上下水道課分のほうをご覧ください。

箇所図の右の表の赤字で示しているほうが現年予算で、1億4,860万円のうち約1億円が工事請負費となっております。工業団地内での面整備工事1地区、マンホールポンプ場設置1カ所、舗装本復旧工事などを発注する予定としております。

委託料は約3,000万円余りで、工業団地内の管渠工事の詳細設計業務とか現場技

術管理業務、全体設計変更業務などを行う予定としております。

そのほか、禅定寺地区内の面整備工事に伴います水道管移設補償などを計上しています。

下段で、緑で示しているほうが繰越予算となります。1億5,000円のうち約1億3,800万円が工事請負費となっております。こちらも工業団地内での面整備工事2地区、禅定寺地区での面整備工事1地区及びマンホールポンプが2カ所、そのほか、あと本復旧工事などを発注する予定としております。

そのほかは、水道管移設の補償費、業務委託料などを計上しております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて上下水道課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第1四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

次に、日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まちづくり推進課所管の第15回（令和3年度第4回）宇治田原町地域公共交通会議の開催結果について説明を求めます。岡崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 失礼します。ご報告申し上げます。

去る3月18日金曜日の午前10時から、令和3年度4回目、地域公共交通会議としては通算15回目となります会議を開催いたしまして、新しい地域公共交通、2つの有償化運送を絡めた新しい運行体系について協議を行いました。

出席委員は、委員全員が出席されておりました。

議題につきましては、こちらに書いてございますとおりですが、1点目は、既に3月1日から奥山田区、湯屋谷区の住民の皆様を対象に開始しております予約型乗合タクシー、うじたわLIKE♡タクシーの実証運行についての実施状況についての報告を行いました。

2点目の町営バス路線再編計画骨子（案）につきましては、2月中旬に2日間にわたり開催いたしました住民説明会、それらの意見を踏まえた10月1日以降の具体的な路線、あるいはダイヤ、そういったものについての骨子案をご提案、協議いただいたものでございます。

3点目は、先ほどの四半期報告でもございましたが、4月より法定協議会として組織を改組し、新しい地域公共交通の協議はもちろんのこと、町の公共交通のマスタープランとなる新しい計画をつくるための協議会を設置することについての議事を提案いたしました。

主な意見、会議結果のほうでございますけれども、こちらの4番に書いてございますように、令和4年10月からを目途に開始する町営バスの再編・有償化、それから予約型の乗合タクシーの運行地域の拡大、これの骨子案については、ご承認をいただきました。

別紙資料1をご覧ください。資料1の5分の3ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらのほうは、2月の住民説明会のほうでも説明をさせていただいていますし、3月の議会のほうでもご報告申し上げている内容でございますが、より詳細な内容として協議をいただいたものでございます。

下の運行ルートをご覧ください。

町営バス、いわゆる定時定路線、今、決まった時間になごみ号と茶ッピー号で走ってございますが、こちらをこの水色の1路線に再編を行う構想です。

それから、このピンク色の地域を枠で囲ってございますが、こちらが予約型乗合タクシーの導入を行ってまいる地域の候補でございます。

黄色い線は、京都京阪バスが運行しております路線バス、緑の線は、スクールバスとして奥山田地域、湯屋谷地域のほう、従来のコミュニティバスの児童生徒、それから一般住民の混乗を行う形で、朝夕に運行しているものでございます。

路線、ただいま、町営バスは、高尾ルートを含めると3ルートございますけれども、こちらを、先ほど申し上げました水色の1ルートに再編いたします。その結果、ダイヤにつきましては、おおむね各地域、押し並べて、特に利用が多い時間帯を中心に、より密な運行ができるようになるダイヤを提案しております。一部便数が減る地域もございますけれども、運行ルートのほうが簡略化されますので、目的地への到着時刻というのはかなり利便性が上がるというように考えております。

具体的なダイヤは4ページのほうにございますが、説明は少し割愛をさせていただきます。

運賃につきましては、これも従前から申し上げておりますように、1乗車当たり300円、当然、定期券や1日乗り放題券などを検討するという内容、その他、平日のみでありますとか、運行時間帯が8時から6時頃、そういったところ、それから、今度

から法的な位置づけとしては、宇治田原町が許可を受けて、運行主体となる道路運送法第79条に基づく自家用有償旅客運送事業となること。

それから、車両につきましてですが、現在、町営バス2台、スクールバス1台の3台で運行しておりますが、これをトータル2台で町営バスのダイヤの中にスクールバスを組み込み、10月以降運行していくと、そういった辺りのご協議をいただきました。

すみません、右肩に総務建設常任委員会資料としておりますかがみの資料に戻っていただきまして、主な意見と会議結果の4番のほうでございますが、先ほど申し上げましたように、この骨子案をご承認いただきました。

また、定期券、乗り放題券等につきましては、現状の利用実態、利用者の方の実態に配慮した設定とするような、十分配慮するようというご意見をいただきました。

また、今度から有償運送という形での道路交通法の縛りもございますことから、警察協議については早期に行うこと、また、丁寧な住民周知を行うことについてのご意見をいただきました。この住民周知につきましては、先ほど、四半期報告でも理事が報告いたしましたでしたが、5月に町営バス再編地域、各地域の公民館、基本的に公民館をお借りして、各地域での説明会を行います。

今後の流れでございますが、実証運行を開始しております湯屋谷区、奥山田区での予約型乗合タクシーにつきましては、実証運行期間が9月30日までとなっております。この期間の検証、さらなる利用者の方のお声を聞く中で、その奥山田地域、湯屋谷地域のみならず、他地域の乗合型タクシーの運行を本格運行につなげてまいりたいと考えております。

それから、繰り返しになるようですが、4月から5月、住民周知、法定協議会での協議を継続しながら、5月に住民周知、そして検証を行いながら、10月での新しい地域公共交通、町営バスの再編・有償化及び予約型乗合タクシーの運行地域拡大というのを行っていく予定でございます。当然、運行開始後も運行の内容は随時検証し、見直しを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） よく今度10月から運賃のほうは、1乗車当たり300円になるということで、有償化になるんですけども、その有償化いうのにはしようがないのか、反対ではないんやけれど、そのよく聞くのは、1区間当たり、1回乗っても300円いうその距離ですね、その辺、住民の方からご指摘を受けておりまして、もう

ちょっと十分な検討されて、何か運賃の取り方を考えていただければありがたいと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 当然ながら、地域公共交通活性化協議会でのご意見を賜りながらということになりますし、住民さんの皆さんのご意見もお聞きする中ではあるんですが、基本的には、距離に応じた運賃の設定がなかなか難しいところがございます。したがって、従前からご説明申し上げておりますように、例えば1日乗り放題券で何回乗っても同じ金額とか、あるいは、月数を定めた定期券、そういったもので利用者負担を軽減していく方向で協議をしたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 料金のほう、またいろいろと検討委員会の中でもう少し練っていただいて、住民さんに納得のいくような住民料金を設定していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） まず、1ページ目の4番、主な意見、会議結果ということで、これの3つ目なんですけれども、ちょっと読んでいて意味がよく分からないので、詳細に説明いただきたいんですが、有償運行に際して、道路交通法上の安全対策と、そのための警察協議を早期に行うことを求められた、そのためのというのは、どういった内容が討議されたんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 現在の無償運行での運行につきましては、厳密に申し上げますと、道路交通法の規制がかからないので、町営バスのほうも自由乗降という形を取ってまいりました。ただ、有償運行という形になりますと、例えばすごく単純に道路交通法で言えば、交差点の30メートル以内でありますとか、信号機や踏切の距離とか、交差点、それから道路の幅員とか、そういったものに対してきちんとした事前の警察の確認が必要になってまいります。

あともう1点が、路線バスのバス停留所、国道沿いにあるかと思うんですが、こちらのほうに乗合タクシーが停車する場合は、道路交通法上、京都府警での告示を受けて進めていく必要がございますので、それにも相当の期間を要することから、早期の警察協議を行うようにというご意見をいただきました。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、言われたようなことは、まあまあおおむね理解できるんですが、ただ、今まで無償で運行をしていたと。で、今回、その町営バスにしる、タクシーにしる、タクシーはもともと有償であれなんですけれども、その町営バスも、逆に例えば社会福祉協議会の人を雇って運転しているとか、そういうことじゃなしに、京阪バスのほうに委託しているわけですね、運転手さんを。ということは、今言われたようなことは、既にそれまで有償でずっと運転手やっていたわけですから、何の問題もないんじゃないかなという気はするんですけれども、その辺りどうなんでしょう。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 実際の運行上の安全性はもちろんプロドライバーが運転しておりますので、問題はない、それは私もそう思っておりますが、法律上、いわゆる許可に当たるものが必要になってくると。その手続というのは、本当に相当程度の期間を要するというのが京都府警の見解でございますので、早期に警察協議を行うということのご意見をいただいたところです。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 分かりました。

それと、もう一点、これはスクールバスについて3ページ目の利用者制限のところ、混乗者については要検討ということで、人数が減って、それから特に奥山田区、湯屋谷区やと思うんですけれども、スクールバス、それで一般の方も乗せるというふうになっていますね。で、恐らくこれ、14、15名ぐらいですか、私、あまり乗っていないんでよく分からないんですが、それぐらいだったと思うんですけれども、その一般の方を乗せるということに対して、子どもがはみ出される。当然、中学生も奥山田区は結構おるんですね。そういった部分で、中学生の場合は、小学生と下校時間がクラブなんかの関係で違うんで、多少はずれるか思うんですけれども、一般の方が乗ることによって、子どもの座席というのが確保できるのかどうか。その辺りの対応については、どのようにお考えなのかお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 従来のコミュニティバス、そして今、乗合タクシーの導入に伴いまして、スクールバスのみを運行しているところですが、現在も過去も、町外の方の一般の方のご利用というのは、基本的に地域で運行されてきたコミュニティバス、それから今回、スクールバスは対象が児童ということになっておりますので、その利用については、コロナ以降は乗っていただけていないということがございま

す。

10月以降の有償化以降なんですけれども、こちら道路運送法との絡みはございませぬけれども、予約型乗合タクシーの利用者証を持っていらっしゃる地域住民の皆様、奥山田区、湯屋谷区のほう、こちらのほうの利用者証の提示をもって、一般の方とスクールバスについては判断するというを少し考えております。ですので、例えば観光客の方が乗られてとか、そういうことは今のところは想定しておりませぬ。

過去の実績からいきますと、当然、学校行事とか、コロナで一斉下校があったときには、そういった問題があったとは聞いておりますけれども、現在の乗車定員の中で、児童があふれてしまうというようなことはないものと認識しております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 子どもさんいうんですか、その児童生徒にとっては、これ毎日のことなんで、万が一そういうことであふれるようなことあったら、これはもう大変な問題なんで、その辺りのところはしっかりと押さえていただいて、住民説明会、地域でのときも、その辺りはしっかりと納得いただけるように説明をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませぬか。谷口委員。

○委員（谷口 整） たしか、3月だったと思うんですけれども、デマンドタクシーのこの利用状況、1日当たり一点何人とか、何かそんなんで報告受けたと思いますが、4月になってからの状況はどんな具合でしょうか。今、実証実験されているんですけれども。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 3月では速報をご報告申し上げたところなんですけれども、3月の一カ月間で申し上げますと、63回タクシーが運行して、延べ72乗車がございました。

4月の状況もあまり状況的には傾向は変わっておらず、4月の中旬4月12日までで、38回タクシーが運行し、延べ乗車数が41乗車というような形になっております。

実際の利用者の方ですが、これはタクシー会社のほうからご報告をいただいている台帳を確認すれば、氏名で確認できます。実際のところ、実人数は10名でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 3月で63回、72人が利用されたということは、これは裏を返せば、コミュニティバスもほぼ1日当たり2人程度しか利用されていなかったと。空で運

行していたということなんかなというふうに思料されるんですけども、そういう意味では非常にデマンドに変えることによって、効率的にはなったと思われませんが、ただ、今、地域の住民の方々の声を聞いていると、コミュニティバスならば、例えば家の横で、バス停まで行かなくても、歩いていたら、手挙げたら止まってくれはる、はたまた、降りるときも、そこで降ろしてということ、非常に融通は利かせてもらえた。ところが今は、タクシーの停留所ですね、この辺りが地域の皆さん、勘違いされていて、タクシーという名前がついているから、ドア・ツー・ドアのイメージで非常に便利になるものだと思われていたのが、現実には、その辺りは非常に厳密に運行されているので、結構停留所までそこそこの距離を歩かんと。将来的に停留所の場所も見直しをされるというふうには聞いているんですけども、かえって不便になった。

それと、もう一点、大きく勘違いされて言われているのが、最長、山口医院までは行くわけですね。ところが、その道中の中央信用金庫だとか、京都銀行、そこらについては止まらない。サンフレッシュとか、フレンドマートは止まるんやけども、だからそれも本来は、今までだったら維中前までやったんが伸びたんですけども、逆に伸びたことによって、そういう不満も出ている。そこらはきちっと説明はされているんやけども、その辺りが周知されていないから、かえって不便になったという、そういう声も出ているんですよ。その辺りは、町のほうは聞いておられますか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） おっしゃられるように、その例えば中央信用金庫のほうのバス停はもともと設定もなかったことから、今回、奥山田、湯屋谷地域のデマンドタクシーのその試行、実証運行に関しまして、バス停設定はなかったんですが、例えばそういった需要のほうをこうして、徐々にやっぱりお聞きする中で、その辺りは改善していかなあかなというふうには、我々は考えております。

今後、地域に入って、説明会をしますし、今、谷口委員がおっしゃられたように、奥山田、湯屋谷地域の方々のお声もまた聞きながら、新たにその10月からしていく新しい公共交通という形のときに、例えば中央信用金庫であったりとかいうところを踏まえていくのかというのも、この新しい公共交通の会議の中で議論しながら、できる限り沿っていきけるようにはしたいというふうには考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今のお話は、湯屋谷、奥山田地域が今実証実験中なんで、そういう声が出ていますが、今後、その町営バスの通らないデマンドタクシーに替わる地域から

も、場合によったら、当然、そういう声が出るかなというふうに思われますんで、そこらではできるだけ柔軟に対処、はたまた、停留所の数も増やしてもらって、そういう運用にお願いをしたいということが1点。

次に、町営バスが残る区間ありますよね。これは十何便ということで報告あったんですが、1便当たり何人ぐらいの乗車を想定されていますか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 町営バスの現在の無償運行での利用者が延べで年間約1万人乗車程度でございます。当然、有償化による逸走率といいますか、少し乗られる便が減るということも考え、その辺りとこの密になるというところの合間辺りで今のところを考えているところですけども、大体5割から8割の間ぐらいの利用者数になるのではないかとというふうに考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 仮に5割としたら、5,000人ですよ。いや、1便当たりどれぐらいかなというのをお聞きしたかったんですが、これ、単純に十何便で割り戻したらええのかな。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） はい。そういう形になりますので、1便当たり50人程度の乗車になるかと考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 1便当たり50人。1日。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 申し訳ございません。1便当たり、それを、すみません、500人を200日程度で割ったとして、2.5人でございます。

○委員（谷口 整） 1便当たり2.5人。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） はい。

○委員（谷口 整） ということは、結構空気を運んでいるということになりかねんわけですよ。先ほども、コミュニティバスって1日当たり2人程度という話をして、それでデマンドタクシーに替えれば効率的やということをお願いしたんですが、これの採算ラインという言葉はおかしいですけども、採算で、現実はないんですが、今の話ですと、1便2人程度ということなんですけれども、これが仮に何人、もっと割って、利用が減れば全てデマンドタクシーに替えるという考え方はないんですか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） はい。現在のところ、全てデマンドタクシーという考え方はございません。それは何かと申しますと、やはり地域公共交通として、バスという乗り物、先ほど、谷口委員のお話もありましたように、やはりその定時間に定路線を走っているというのが実は非常に分かりやすい。できれば、例えば1時間に1本とか30分に1本、そういうふうな利用ができたなら、本当は一番いいんですけども、同じ時分に、いわゆるあのバス停にはバスがやってくるというふうなことでぐるぐる回っているようなことを、やはり我々としても、これからもできればというふうに考えております。ただ、その利用の実態として、今現在、当然、奥山田、湯屋谷地域が今実証運行させていただいているところと、あとそのほかの地域も、今現在、ほぼ利用のない地域、例えば高尾地域とかいうところについては、利用の需要に応じた形で行く、いわゆるそのデマンドタクシーというのを導入していく中で、これもどういう形で進めていけるのか、どこまで需要があるかというのも、これからそういった情報とご意見を頂戴していきたいと思っております。最終的に、宇治田原町のそのご利用がどんどん減っていく、そうなれば、谷口委員おっしゃられるようなその採算ラインといいますか、非常にそのバスをただ走っているだけではもったいないという、当然、ご意見と我々の判断がその段階にも出てこようかと思いますが、今の段階ではバス、それとこのデマンドタクシーを併用する中で、運行していきたいというふうに考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、くしくも、理事のほうから、定時時間、定時走行というお話が出たんですけども、私もそこを言いたかったんです。というのは、デマンドタクシーに替わることによって、非常に効率化はよくなった。が、しかし、コミュニティバスならば、その時間にバス停に行けば必ずある。それができなくなった。それも不便だという声が出ているわけです。だから、その利用の少ない地域はそういう形で、効率性を求める。が、しかし、町の中心部はそうじゃない。少々減っても、それは運行するんだと。そこらがちょっと考え方がおかしいちゃうかなと。やはり効率性を求めて、またその持続可能な公共交通ということを行っている手前ね、たしかこれ、制度を替えることによって、町のほうが財源1,000万円以上助かるということも聞いています。だから、そこらのことを言うのならば、やはりその利便性と、また、お互いに辛抱してもらわんな部分、そこらは考えてもらわないと、不便な町の外側の部分だけはそういう形でやっていくということについては、ちょっと考え方が違うのかなということは思いま

す。このことを、デマンドタクシーを否定しているわけじゃないんです。だから、あえてもし利用者が減ればどうするんだということをお聞きしたままで、その辺りは不公平のないように考えていただきたい、そのことだけは申し上げておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、続いて、令和3年度第2回宇治田原町都市計画審議会の開催結果について説明を求めます。垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事兼まちづくり推進課長（垣内清文） それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

令和3年度第2回宇治田原町都市計画審議会の開催結果についてでございます。

令和4年3月25日に開催いたしましたこの審議会ですが、主な議事といたしましては、宇治田原町都市計画マスタープランの見直しについて、それと、宇治田原町における都市計画の今後の予定についてでございます。

まず、マスタープランの見直しについてですが、新名神高速道路・宇治田原山手線整備の進展に伴う山手線沿道における土地利用構想の具体化及び、まちづくりの動向を反映するため、都市計画マスタープランの見直し（素案）について説明をいたしました。

裏面を御覧いただけますでしょうか。

下のほうに、ちょっと緑色の地図をつけております。こちらのほうを御覧ください。

その下にあります南地区①、南地区②及び南・贄田地区と、赤い丸で表示をさせていただいておりますその場所ですけれども、それぞれ、物流施設の構想でございます。

南①が大字南小字本ノ谷そのほか地域で、敷地面積が約10万平米、南②が南の小字実養治地域ほかで、約14万平米になります。それと、南・贄田地区がそれぞれ大字南、大字贄田地区にまたがる地域になりますけれども、敷地面積が約9万平米でございます。これらはまだ構想段階でございますので、変更する場合はあります。

それと、この下の図の左側にある緑色の丸、茶文化の交流拠点を追加というように書いておりますけれども、これが西の玄関口となります西ノ山展望台の広場、これがインターチェンジにも将来的には程近くなりますので、それと西ノ山集団茶園、府内最大級と言われておりますこの茶園も有しております関係から、4月から京都府で整備いただいたんですけれども、トイレも現在稼働しております。この供用開始後のトイレがあることで、また来園者があるんじゃないかというように考えております。

それと、その隣接する末山・くつわ池自然公園ですね、こちらのほうも今年度から民

間企業へ指定管理の委託をしております。こちらの利用者のほうの増加も、非常に期待をしているところでございます。今後新たな観光拠点となるように、こうしたマスタープランに追加をしていこうというふうに考えたものでございます。

次に、今後の予定です。表に戻っていただけますでしょうか。

4月18日から5月24日までの間で、マスタープランの変更案のパブリックコメントを実施しております。6月頃には、このマスタープランの結果を基にしまして、都市計画審議会を開催します。マスタープランの諮問を行い、答申をいただく予定でございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回、都市計画マスタープランの変更の報告なんですけれども、この間、私も都市計画審議会にずっと出させてもらっていますけれども、この間出てくるのは、物流のそういう関係の都市計画マスタープランの変更ばかりなんです。先ほど、税住民課で町の人口が8,890人ということで報告がありました。一番多いときは1万人を超えていた人口が、ご多分に漏れず、もう9,000人を切ってしまっているという状況の中で、町のほうも、空家対策等を利用しながら移住定住を推し進められておりますけれども、それはそれで大事なことでありますが、それよりも、新たにこの土地、地の利を活かした新しい住宅、団地を造るというようなことへの考え方はないんですか。町のほうの都市計画については、物流なり、工業団地ですね、そういうような方向でこの間来ていると思うんですが、住宅地の造成等についての考え方はいかがなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず、当然、こういう物流施設が来れば、1カ所当たり数百人規模という形での雇用が生まれてくるということもあって、雇用人口としてはこれから増えますし、昼間の人口ということで言うならば、増えていくと。こういう動向を見ながら、やはり住宅というのはどれだけ必要なのかということを見極めていかなければいけないというふうには思っているところでございますけれども、いずれにしても、その住宅団地にしても、民間企業の力を借りてやるということでございます。民間需要で言うと、土地の利用に関しては、物流とかというものは、一発来たらどんとできます。ところが、その住宅開発というのはやはり時間がかかると、小分けにした宅地造成にお金がかかるということもあって、現時点でその物流需要とか工場需要とかいう土地利用

が非常に多い中では、民間の住宅開発というのはやっぱり一歩二歩引いていくという現状があります。また、人口は将来的には減少していくということもあって、しっかりと誘導していく必要もあるということから、やっぱりその民間企業の動向というのをしっかり見定めた上で考えていかなければいけないという問題かと思っております。

いずれにしても、住宅というのも当然必要だというふうに考えているところでございますけれども、そういう民間需要の考え方もございますんで、その辺を見極めながら検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 物流なり工業団地等について、何もそれが悪いということは、私申し上げておりませんが、当然、今、政策監が言われたように、そういう大きな拠点、工場とかできれば、その雇用人口も当然生まれてきますでしょうし、それに伴って、こちらで住みたいという方もあると思うんで、やはりそこらは住宅もセットで、いろいろと町としての考え方ですね、この地域は住宅団地を造成するんだと。確かに、それに対応してくれる業者があるかないかというのは、また別な話かもしれません。今言われたように、物流なり工業団地等を造るほうが手っ取り早い、確かにそうでしょう。が、しかし、将来の町の姿を考えたときに、このまま、物流だらけの町になっていいんかどうか。その辺は、町としての考え方もしっかり持ってもらいたいと思うんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 確かに、そういう雇用を住宅につなげていくという施策は非常に重要やというふうに思っております。で、我々もそういう、現時点でもいろいろと二種住居とかですね、余っているところもいろいろ指定されながら、用途地域が張られながら、まだ住宅とか建っていないところもたくさんございます。また、用途と実際の性格が合わないところもありますんで、トータル的に全体の都市計画を見ながら誘導していくという施策、住宅地を誘導していくという施策も必要かというふうには根底には思っているところでございます。ただ、なかなか今の、先ほど申し上げたように、民間の需要が今追いついてきていないというのも、これは事実でございます。ですんで、思いと事実をやっぱり十分つなげていく必要があると思っておりますので、その辺十分に検討していきたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 町のほうの計画で令和25年、8,000人でしたかね、そこまで、

かつて1万人のまちづくりを8,000人に縮小されたいきさつもありますんで、それを8,000人を待っているんじゃなく、逆に攻めの姿勢、それで逆に1万人また復活させるんだぐらいの勢いで、今、千載一遇のチャンスやと思うんですよ。その辺りは今後しっかりと考えていただきたい、そのことは申し上げておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて、まちづくり推進課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の令和4年度第1四半期の事業執行状況並びに所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほど、有害鳥獣で、熊が有害鳥獣に当たるんかということをお聞きをしました。土曜日に、国道307号の茶屋トンネルですかね、その付近で熊の電波を受信されたということで、そのことを受けて、町のほうから区長さんに連絡があり、区長のほうは、各地域の役員さんを通してみんなに周知してくれということで、土曜日は結構こんなところまで来よったんかと、えらいこっちゃなということで、奥山田区でも蜂の巣をつついたような状態になっていました。

そんな中で、大概の方が言われんのは、なぜ去年の12月に熊を放したんやと、町議会でも放すことはいかんということで意見書も出し、しているにもかかわらず、熊を放したからこんなことになったんやろと。何とかその熊を、そもそもこの地域は、ツキノワグマの生息域やない地域ですよ、京都の北のほうならいざ知らず。そんなところに新たな熊の生息エリアをつくるようなことはおかしいやないかというようなことで、いろんな意見が出ています。ましてや、これからゴールデンウィークにかけて、山に山菜取り等入る人たちがたくさんいはる中で、安心して山にも入れないと。この熊について、町がその射殺なりの許可の権限あるわけではないんですが、先ほどの話ですと、京都府は、危害を加えなければ射殺することにはならないということの話やったんですけども、これ、例えば農作物等の被害ならいいですが、いいことはないけれども、人体に危害を加えることのようなことがない限りは、そういう対応ができひんのでしょうか。そこらはどうなんですか。

○委員長（藤本英樹） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） ただいま御指摘の点でございますが、私も全く同じような思いは持っております、住民の方が非常に不安に思っておられるそのお気持ちは非常に分かります。それで、冒頭、副町長の報告にもございましたが、甲賀市のほうのパトロール員が、宇治田原町から離れているところにはあるんですけれども、和束町の中で受信があったといったときに、京都府にも確認なりお願いもしております。それでまた土曜日にも受信ありまして、奥山田区のご協力によりまして、いち早く区民の皆さんに注意喚起していただいて、非常に助かっておるんですけれども、その際にも京都府のほうには、申入れはさせていただいております。今現在ではもう何の被害も出ていない、農作物の被害も出ていないといった状況では鳥獣捕獲の対象とならないといった回答は、そのときもいただいております、その際にも、被害が起きてからでは遅いんやと言っておるのは、申し上げてはおるんですけれども、そのような状況でございます。

それで、本日の朝からは、京都府のほうにもパトロールのほう行っただいておりますので、ちょっとその結果はまだ受けてはおらないんですけれども、またその状況を聞く中で、京都府とも引き続き協議をしてみたいと考えているところでございます。

それで、農作物でええのかどうかという話なんですけれども、京都府に確認しておるところでは、農作物の被害があれば報告いただきたいと、その上で協議していくと、そのように聞いておるところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、農作物等の被害があれば報告してもらってということなんですけれども、ちょっと切り口を変えれば、これ、次、猟期に入れば、熊は撃つことはできるんですか。

○委員長（藤本英樹） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） その点につきましても、確認いたしました。猟期につきましては、一応、撃てることにはなっておるんですけれども、それにつきましても、京都府としましては、ご指摘ありましたように、北部地域についての想定で動いておりますので、この南部地域については、またちょっと協議していくといった回答を得ているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） その京都府の職員も、机上での論議。そもそも、もともといてないところにおること自体がこれ異常なんですよね。いてないところにいることによる不安、

これも立派な被害やと思うんです。にもかかわらず、まだこの後に及んで、夏期の猟期になれば考える、何を言うとのやというのが住民の皆さんの思いです。

そもそも、住民の安心安全、そのことが町としての一番大事な責務やと思うんです。ところが、今の場合ですと、熊の安心安全、それを図っているような、そんな状況にしか見えへんのです。一部の自然環境の保護の団体等の意見を受けて、もう檻に入っている熊が衰弱しとる、早いこと逃がしたれと。その檻の中で死んだら大変なことになるとい、そんなことの勝手な理論で放した結果がこれです。北のほうで撃てる熊、それをこちらで撃つたらいかんというのが1つだけ理由があるとすれば、熊の個体数を減らしたらいかんということにしかならへんと思うんですね、撃つたらあかんというのは。猟の原則もそうですよね、物によって、種類によって、個体数が減れば撃つたらいかん期間をつくったりするんで、だからそもそもいてへんかった熊をこの地域から駆逐するために、有害鳥獣にならんなら、秋の猟期に熊を駆逐するということも含めて、強い思いで町のほうも取り組んでいただかないと、これ、今、たまたま、和束町から山を越えて、一番近いエリアの奥山田だけで出没していますけれども、これ鷲峰山越えれば、全てこちらに来るわけです。その辺りもあるんで、町としても、そこは真剣に考えてもらわなあかんと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） ただいまご指摘のとおり、今のところ、電波の受信はあって、目撃はされていないものの、もう恐らく近辺には12月に放獣されたツキノワグマがいるということは間違いないかとは思われますので、今いただいたご意見も踏まえまして、今後も引き続き京都府に要望してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） それともう1点、土曜日に猟友会の方も出てられたという話なんですけれども、猟友会の方は何の目的で出られたんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） 猟友会につきましては、私のほうから、熊の受信があったといった情報を基に、先週で言いましたら、火曜日と木曜日、ただ、もう先ほど申し上げましたように、撃てない中でございますので、パトロールしていただきまして、地域につきましては奥山田地域なんですけれども、そういった熊の痕跡があるかないかとか、そういったパトロールをしていただいたところでございまして、痕跡のほうは確認でき

ておりません。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 猟友会に丸腰で出してもらうならば、別に猟友会と違って、消防団でも、シルバーでもね、ええんですよ。やはり猟友会は、その銃器を持っているからそういうように適していると思うんで、その辺は、それは許可が出ていないということもあるんでしょうが、ただ単に熊がその辺出とった、足跡あっただけでは、何にも解決にならへんのです。やはりそこらも、せっかく猟友会を活用するならば、くどいようやけども、射殺を前提に活用するぐらいの体制を取ってほしいというふうに思います。

加えて言えば、最近、奥山田地域では猿の被害はあまり出ていません。これも、和束町からの猿の集団ですね。かつては、その猿の集団、和束A群が、奥山田で非常に被害をたくさん出していましたから。もう40年以上前の話です。ところが、最近になれば、それが少なくなって、別に宇治田原A群という猿の群れがこの周辺を非常に我が物顔で荒らしとるんで、40年経ってやっと町全体の話として、猿の被害は大変やということになったんですけれども、ひよっとすれば、熊は奥山田の周辺だけで終わってしまえば、あまり町全体のことにはならんのかと思います。逆にそれは熊の生息域がどれぐらいの距離移動するいう、ちょっと私もよく知りませんので、これ、やはり元で対応してもらわへんととんでもないことになるというのが、昨日、おとついの奥山田のその報告を受けた地域の方々の意見でした。で、ちょうど今日委員会があるんで、そのことはしっかりと申し上げておくということも私も申し上げておりましたんで、このことだけはきちっとした対応をさせていただきたい、そのことはしっかりと申し上げておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございせんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、当局から何かございせんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 事務局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 特にないようですので、日程第5、その他について終了いたします。

日程第6、現地視察について、宇治田原町奥山田地内の競走馬育成及び調教施設（（有）宇治田原町優駿ステーブル）を行いたいと思います。

ここで、暫時休憩といたします。

休 憩 午前11時40分

再 開 午後 1時00分

現地視察（午後 1時00分～午後 2時20分）

散 会 午後2時20分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 藤 本 英 樹